

	省エネ法	温対法	環境確保条例
名称	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年6月22日法律第49号)	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年10月9日法律第117号)	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年2月22日東京都条例第215号)
主要な所管庁	経済産業省資源エネルギー庁	環境省、経済産業省	東京都環境局
趣旨	燃料資源の有効な利用確保	温室効果ガスの排出抑制等による地球温暖化対策の推進	環境負荷の低減等による環境確保 「地球温暖化対策計画書制度」の強化～総量削減義務と排出量取引制度(2010年4月～) 「地球温暖化対策報告書制度」の創設(2010年4月～)
規制の対象	熱と電気の合計使用量	温室効果ガス 1.二酸化炭素 2.メタン 3.一酸化二窒素 4.ハイドロフルオロカーボン 5.パーフルオロカーボン 6.六ふっ化硫黄	総量削減義務の対象ガス(特定温室効果ガス): 燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO2 排出量報告の対象ガス: 6ガス(CO2、CH4、N2O、PFC、HFC、SF6)すべて
対象事業者及び事業所	「特定事業者」 設置しているすべての工場・事業場(オフィス含む)の年間のエネルギー使用量の合計が原油換算1,500k ϕ 以上である事業者を「特定事業者」として国が指定。 「特定連鎖化事業者」 フランチャイズチェーン本部(連鎖化事業者)については、設置しているすべての工場・事業場(オフィス含む)と一定の条件を満たす加盟店のエネルギー使用量の合計が原油換算1,500k ϕ 以上である事業者を「特定連鎖化事業者」として国が指定。 ・第一種エネルギー管理指定工場(原油換算3,000k ϕ /年以上) ・第二種エネルギー管理指定工場(原油換算1500k ϕ /年以上～3000k ϕ /年未満)	「特定排出者」 [1]エネルギー起源CO2については、すべての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計量が1,500k ϕ 以上である事業者 [2]その他の温室効果ガスについては、以下の要件を満たす事業者 ・事業者全体の従業員数が21人以上 4.省エネ法「定期報告」における二酸化炭素の排出量の報告は、温対法に基づく二酸化炭素排出量についての報告とみなす。	対象となる事業所の所有者(原則) 以下の事業者が、都に届け出た場合には、所有者に代わって、または所有者と共同で、義務を負うことが可能 ・区分所有されている場合の管理組合法人 ・信託されている場合の信託受益者 ・証券化され、かつSPCが直接所有している場合のアセットマネージャー ・証券化され、かつ信託されている場合のアセットマネージャー ・PF1事業として整備されている場合のSPC ・主要テナント(所有者等と共同で義務者となる場合に限る) ①特定テナント等事業者、②単独で5割以上排出している場合のテナント、③複数で計5割以上排出している場合の複数のテナント ・その他契約などにより設備更新等の権限を有する者
削減義務	年平均1%以上低減努力義務(エネルギー消費原単位)	なし	総量削減義務6～8% なし
提出・届出書類内容	●第一種エネルギー管理指定工場 1.エネルギー管理員の選任(エネルギー管理員講習の受講が必要) 2.定期報告の作成・提出 3.中長期計画の作成・提出(作成に当たってエネルギー管理士の参画が必要) ●第二種エネルギー管理指定工場 1.エネルギー管理員の選任 2.定期報告の作成・提出 ●指定なし	1.毎年度、事業所ごとに、温室効果ガスの排出量等の報告事項を事業所管大臣に報告。 2.事業所管大臣は、報告事項を環境大臣及び経済産業大臣に通知するとともに、報告された排出量を集計し、その結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知する。 3.報告事項は集計され、公表する。また、何人も、ファイルに記録された事項の開示を請求することができる。 4.省エネ法「定期報告」における二酸化炭素の排出量の報告は、温対法に基づく二酸化炭素排出量についての報告とみなす。	●地球温暖化対策計画書の作成・提出(毎年度) ○削減計画期間:5年間(第1期:平成22(2010)年度～平成26(2014)年度、以降5年度ごとの期間) ○削減義務率(第一計画期間、トップレベル事業所は、削減義務率を1/2又は3/4に減少) ・区分Ⅰ-1 8% (オフィスビル等)と地域冷暖房施設(「区分Ⅰ-2」に該当するものを除く。) ・区分Ⅰ-2 6% (オフィスビル等)のうち、事業所の全エネルギー使用量に占める地域熱供給事業者から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの) ・区分Ⅱ 6% (区分Ⅰ-1、区分Ⅰ-2以外の工場、上下水施設、廃棄物処理施設等) ※:オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等 ○基準年度 既存事業所:2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度の平均(どの3か年度とするかは、事業者が選択可能) 新規事業所:削減義務開始の前年度までの4か年度のうちのいずれか連続する3か年度の排出量の平均。ただし、運用対策が不十分である場合は、都が定める単位当たり標準排出量(1002 / m ² 等)により決定する
体制整備	特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者(企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者など)とエネルギー管理企画推進者(エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者)をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することを義務付け。	-	削減対策等の技術的助言を行う「技術管理者」の選任の義務付け。
エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の検証	不要:自己申告による報告 オーナー使用量(ビル全体使用量からテナント使用分を差し引く) テナント使用量	-	登録検証機関の検証を経て報告 事業所一体として報告が必要
テナントへの対応	全てのテナントに義務(エネルギー管理権限が存在しないテナントについても報告が必要)	-	「特定テナント等事業者」 「毎年度5月末日時点において、床面積5000平方メートル以上を使用しているテナント等事業者 あるいは、床面積にかかわらず、前年6月1日からの1年間の電気使用量が600万キロワット時以上の」テナント事業者を「特定テナント等事業者」と位置づけ、「特定テナント等地球温暖化対策計画書」の策定・提出などを義務付け
推計ツールの活用等	テナント部分で実測が困難な場合、推計値で報告可(空調エネルギー推計ツール、ESUM等)	-	不可 購買伝票等(伝票、領収書、請求書等)又は、実測による把握(取引又は証明に使用可能な計量器)(計量法に基づく)
CO2排出係数(間接排出)	-	「事業者別排出係数」… 一般電気事業者及び特定規模電気事業者の供給に係る電気の実排出係数及び調整後排出係数 ①電気及び熱供給事業者から公表される個別の実排出係数を用いることができる。 ②京都メカニズムクレジット等による調整後排出係数を用いることができる。	①他人から供給された電気 0.382 [t-CO2/kWh] (削減計画期間の間、固定するものとし、電気事業者等の別によらず一律に、デフォルト値を用いる) ②他人(熱供給事業者及び熱供給事業者以外の他の事業所)から供給された熱(蒸気、温水及び冷水) 0.052 [t-CO2/GJ] (削減計画期間の間、固定するものとし、熱供給事業者等の別によらず一律に、デフォルト値を用いる)
排出量取引	-	■京都メカニズムクレジット等の評価 国は、事業者が自主的に行う京都メカニズムクレジットの取得及び政府への移転、国内における他者の排出抑制への協力等を促進するよう配慮することとする。 ・国内クレジット制度(国内排出削減認証制度)の試行 ・自主参加型国内排出量取引制度(環境省)	①超過削減量:対象事業所が義務量を超えて削減した量 ②都内中小クレジット:都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量 ③再生エネルギー環境価値(グリーンエネルギー証書、生グリーン電力等を含む。) ④都外クレジット:都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量 ☆①～④の量は、検証を経て、都に認定されることが必要(グリーンエネルギー証書については、既に認証手続を完了しているため、都の検証機関の検証は不要)高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など ☆1、2①～④のすべてについて、第1計画期間中の削減量を、第2計画期間で利用することも可能 取引価格は、取引を行う当事者(売り手と買い手)の間の交渉・合意により定めるもので、都が公道価格を決めるものではないが、以下の価格がひとつの参考になる。 ■都による太陽エネルギーの環境価値の販売(太陽エネルギーバンクから供給するグリーン電力(熱)証書)売却価格は15,000円/t-CO2程度を軸に検討(売却価格は2009年度末までに決定予定)
その他	■分野ごとの規制措置(建築物の設計、施工及び維持保全)～住宅・建築物に係る省エネルギー対策の強化 ①中小規模の住宅・建築物(300m ² 以上)にも省エネルギーの取組に関する届出を提出する義務等の対象に追加 ・法律第75条第1項前段の規定による届出書(省エネルギー計画書)(新築・増築等) ・法律第75条第4項による定期報告書【3年に1回】 ②定期報告の免除⇒登録建築物調査機関による省エネ措置の維持保全状況に係る調査の制度化 ⇒省エネ基準における性能基準と仕様基準(簡易ポイント法(仕様基準))	-	■建築物環境計画書制度の改正(省エネルギー性能評価書制度の創設:2010年1月施行) 特別大規模特定建築物(10,000m ² 超)の建築主は、省エネルギー性能の評価を記載した書面(省エネルギー性能評価書)を作成し、当該建築物の売却等の際に相手方に対し交付しなければならない。 ①(交付対象の用途)≧延べ面積2,000m ² 以上の用途(住宅、工場、駐車場を除く)②(交付対象の契約)≧当該建築物の全部又は一部の売却、≧当該建築物の全部又は一部の賃貸、≧当該建築物の全部又は一部の信託受益権の譲渡(交付の期間)当該建築物の新築等に係る工事の着手の予定日の21日前から次のいずれかの早い日、≧当該建築物の全部について売却又は信託受益権を譲渡した日、≧新築等の工事完了日から6ヶ月を経過した日④(交付の省略)≧買受を行う部分の床面積の合計が2,000m ² 未満⑤(交付実績の報告)≧当該建築主は、交付期間が満了した日から15日以内に、知事に交付実績を報告しなければならない。 以下の2項目にて5段階評価(AAA、AA、A、B、C)を行う。 ▶建築物の熱負荷の低減(EAI低減率) ▶設備システムのエネルギー利用低減率(ERR) その他、導入する省エネルギー対策を記載する。例)変流量方式、Hf管照明、複層ガラス、BEMS
罰則等	エネルギー管理統括者等の選任義務規程違反(100万円以下の罰金)、中長期的な計画の作成・提出しなかった場合(50万円以下の罰金)、定期な報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合(50万円以下の罰金)、経済産業大臣及び主務大臣の命ずる業務の状況報告をせず、若しくは虚偽の報告を行った場合、立ち入りによる検査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合(50万円以下の罰金)、エネルギー管理統括者等の選任・解任の届出をせず、虚偽の届出をした場合(20万円以下の過料)	-	義務不足量×1.3倍の削減をするよう措置命令、命令違反の場合、違反事実の公表/知事が命令不足量を調達し対象事業者にその費用を請求/罰金 ・その他必要な手続き等を行わなかった場合、勧告、違反事実の公表に加え、罰金